



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 規則

- 大和高田市下水道条例施行規則等を廃止する規則……………(下水道課) …… 1
- 大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(教育総務課) …… 2
- 大和高田市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則……………(企画広報課) …… 2

### 訓令

- 大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(庁舎建設準備室) …… 3

### 告示

- 大和高田市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係告示の整備に関する告示……………(下水道課) …… 4
- 大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示……………(介護保険課) …… 4
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) …… 5
- 大和高田市立地適正化計画策定検討委員会設置要綱……………(都市計画課) …… 6
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) …… 7
- 公示送達……………(収納対策室) …… 8
- 公示送達……………( ) …… 8

### 公告

- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) …… 8
- 農用地利用集積計画の縦覧……………( ) …… 9

### 教育委員会

- 教育委員会1月定例委員会の招集……………(教育総務課) …… 9

### 選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) …… 9

### 農業委員会

- 農業委員会2月定例委員会の招集……………(農業委員会) …… 9

### 公営事業

- 消火栓新設工事(土庫)に関する条件付き一般競争入札公告……………(水道総務課) …… 10

## 規則

### 規則第4号

大和高田市下水道条例施行規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成29年2月28日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市下水道条例施行規則等を廃止する規則  
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大和高田市下水道条例施行規則(昭和59年規則第4号)

- (2) 大和高田市水洗便所改造助成条例施行規則（昭和59年規則第5号）
- (3) 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則（昭和59年規則第6号）
- (4) 大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和59年規則第7号）
- (5) 大和高田市下水道使用料の徴収事務委任に関する規則（昭和59年規則第8号）

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 規則第36号

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月27日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則（平成29年規則第1号の2）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「8月分」の次に「及び中学校3年生の生徒に係る3月分」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 規則第1号

大和高田市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則を次のように定める。

平成30年1月9日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

（委任事務）

第2条 市長は、民法（明治29年法律第89号）第108条の規定に抵触する契約の締結に関する事務を副市長に委任する。

（委任事務の専決又は代決）

第3条 前条の委任事務の専決又は代理決裁については、大和高田市決裁規程（平成9年訓令第6号）

第8条、第10条第1項第2号から第6号まで及び同条第2項並びに別表第1の規定を適用する。

この場合において、同規程第10条第1項第2号中「専決」とあるのは「決裁」と、同条第2項中

「市長」とあるのは「副市長」と、同規程別表第1中「市長の決裁事項並びに副市長、」とあるのは

「副市長の決裁事項並びに」と、「市長の決裁事項」とあるのは「副市長の決裁事項」と、「副

市長の専決事項」とあるのは「副市長の決裁事項」とする。

（副市長の代理）

第4条 副市長に事故がある場合又は副市長が欠けた場合においては、市長の職務を代理する職員を定める規則（平成20年規則第29号）第2条に規定する職員が、副市長及び当該職員に事故がある場合又は副市長及び当該職員が欠けた場合においては、同規則第3条に規定する職員がその職務を代理する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

## 訓令

## 訓令第4号の2

大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務委託事業者選定委員会設置要綱  
(設置)

第1条 大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務を委託する事業者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画政策部長
- (3) 財務部長
- (4) 環境建設部長
- (5) 上下水道部長
- (6) 財産管理課長
- (7) 奈良県職員(事務職)
- (8) 奈良県職員(技術職)

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から受託候補者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第6条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部庁舎建設準備室において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

## 告 示

### 告示第34号

大和高田市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係告示の整備に関する告示

(大和高田市開発指導要綱の一部改正)

第1条 大和高田市開発指導要綱(平成14年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「大和高田市下水道条例施行規則(昭和59年規則第4号)」を「大和高田市下水道条例施行規程(平成29年企業管理規程第1号)」に、「市長」を「上下水道事業管理者」に改める。

第15条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(私道への公共下水道管布設の取扱要綱等の廃止)

第2条 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 私道への公共下水道管布設の取扱要綱(昭和62年告示第32号)

(2) 大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する要綱(平成17年告示第89号)

(3) 大和高田市ディスポーザ排水処理システム設置等に関する要綱(平成19年告示第65号)

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

### 告示第156号

大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示  
 大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱（平成13年告示第71号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「審査結果」を「認定結果」に、

「

介護保険被保険者		審査会実施日	要介護度	認定期間
番号	氏名			

」を

「

被保険者番号	被保険者氏名	認定結果	認定有効期間	認定日

」に

改める。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

**告示第2号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成29年12月1日	1		3							
平成29年12月5日	2									
平成29年12月6日	4		2							
平成29年12月8日	1									
平成29年12月11日	1									
平成29年12月12日			2							
平成29年12月13日			1							
平成29年12月14日	2									
平成29年12月15日	1		1							
平成29年12月18日	1									
平成29年12月20日	2									
平成29年12月21日	2		1							

## (2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付 自転車
平成29年12月15日	道路	大和高田市大字有井地内	1	
平成29年12月20日	道路	大和高田市北本町地内	1	

## 3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

## 4. 引取期間

告示日から60日間。ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。

## 5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後4時

## 6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。

総額は、1,000円を限度とする。

## 7. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

## 告示第3号

大和高田市立地適正化計画策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年1月11日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市立地適正化計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき、本市における住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものいう。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するため、大和高田市立地適正化計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) 立地適正化計画の策定に当たっての協議及び連絡調整に関する事項

(2) その他立地適正化計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから15人以内をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 企画政策部長

(3) 財務部長

(4) 市民部長

- (5) 福祉部長
- (6) 保健部長
- (7) 環境建設部長
- (8) 市立病院事務局長
- (9) 大和高田市教育委員会事務局長
- (10) 前各号に定める者のほか市長が必要と認める者  
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境建設部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(代理人の出席)

第7条 委員会に出席することができない委員については、代理人の出席を認める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。  
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、立地適正化計画の策定が完了した日に、その効力を失う。  
(会議の招集の特例)
- 3 この訓令の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

#### 告示第4号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成30年1月15日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため  
 大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所  
 大和高田市曾大根  
 大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日  
 平成30年4月2日

4. 処分対象自転車等の移動年月日  
 平成29年10月1日から平成29年10月31日までの間

**告示第5号**

平成29年度固定資産税・都市計画税第4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年1月30日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 この通知の発送年月日  
平成29年12月27日

- 2 送達を受けるべき者  
省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第6号**

平成29年度国民健康保険税第4期及び第5期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年1月30日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 この通知の発送年月日  
平成29年度国民健康保険税第4期 平成29年11月29日  
平成29年度国民健康保険税第5期 平成29年12月26日

- 2 送達を受けるべき者  
省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**公 告**

**公告第1号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集



積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年1月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

**公告第2号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年1月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

**教育委員会**

**教育委員会告示第1号**

大和高田市教育委員会1月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成30年1月9日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成30年1月11日(木) 午前10時30分～

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則について(報告)

第2号 後援願について

第3号 その他

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第1号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年1月5日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成30年1月12日(金) 午前9時00分

2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第1号**

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年1月26日

大和高田市農業委員会

会長 今村 平治郎

- 日時 平成30年2月9日(金)午後3時  
 場所 市役所 3階 東会議室  
 議案  
 第1号 農地法第3条第1項について申請の件  
 第2号 農地法第4条規定による申請の件  
 第3号 農業法第5条規定による申請の件  
 第4号 農地法第18条第6項について通知の件  
 第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について  
 第6号 その他

**公営企業**

上下水道事業公告第1号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年1月5日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	消火栓新設工事(土庫)
2 工事場所	大和高田市 土庫 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入

	<p>札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年1月9日(火)から平成30年1月15日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年1月16日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年1月9日(火)から平成30年1月17日(水)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年1月18日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p>

	(3) 回答期限 平成30年1月19日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成30年1月23日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年1月24日(水)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥730,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。